

杉並区議会庁内CATV放映要綱

(平成5年3月10日議会運営委員会決定)

改正 平成22年9月1日議会運営委員会決定

平成23年6月28日議会運営委員会決定

(目的)

第1条 この要綱は、杉並区議会（以下「区議会」という。）の会議等を庁内CATVにより放映することに関し、必要な事項を定めることを目的とする。

(チャンネル)

第2条 区議会は自主提供番組1チャンネルを制作し、放映する。

(放映範囲及び放映対象)

第3条 区議会番組の放映範囲は、庁内CATVにおける区番組と同一とする。

2 放映対象は、本会議並びに予算特別委員会及び決算特別委員会（以下「会議等」という。）とする。

(放映日及び放映時間)

第4条 放映日及び放映時間は、会議等の開会から閉会までとする。

(番組内容)

第5条 番組の内容は、会議等の中継とする。

(撮影)

第6条 映像は、本会議場においては傍聴席上部に設置する固定カメラ1台及び前方上部両側に設置する固定カメラ各1台により、演壇・議長席等を撮影するものとする。
また、第3・4委員会室においては天井に設置する固定カメラ4台により、委員長席・発言者席・理事者席等を撮影するものとする。

(映像)

第7条 映像は、カラー映像で、説明のためテロップを表示するものとする。

(その他)

第8条 この要綱に定めのない事項については、その都度議会運営委員会が決定する。

附 則

この要綱は、平成5年4月1日から施行する。

附 則（平成23年6月28日議会運営委員会決定）

この要綱は、平成23年9月1日から施行する。